

長野県公用車広告掲載契約書（案）

長野県（以下「発注者」という。）と ○ ○ ○ ○（以下「受注者」という。）は、長野県公用車への広告掲載について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（広告掲載場所等）

第2条 広告の掲載場所及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所（県庁・地域振興局）公用車 運転席及び助手席ドア
- (2) 数量 ○ 台

（広告掲載期間）

第3条 広告の掲載期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、○○○ 円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○ 円）

2 発注者は、徴収した広告掲載料を還付しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がないと発注者が認めるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は ○○○ 円とし、その納付は免除する。

2 受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（広告の掲載及び検査）

第6条 受注者は、発注者の立ち会いの上で公用車に広告を掲載し、発注者の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による広告の掲載に要する費用は受注者の負担とする。

（広告掲載料の支払）

第7条 受注者は、広告掲載後、第4条に定める金額を、令和 年 月 日までに発注者が発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する広告掲載料を納期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年〇.〇パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が千円に満たないときはこの限りではない。

(広告の撤去及び検査)

第8条 受注者は、広告を撤去したときは、発注者の立ち会いの上でその検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の規定による検査の結果、車体の塗装のはく離等が認められた場合は原状に復し、再度検査を受けなければならない。

3 前1項の規定による広告の撤去に要する費用及び前2項の規定による公用車を原状に復する費用は、受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡、継承)

第9条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第7条第1項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項の場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者はその責任を負わないものとする。

(損害の賠償)

第11条 受注者は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 13 条 受注者は、当該契約に係る義務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇〇年 月 〇〇日

発注者 長野県 〇〇〇
〇〇〇〇 印

受注者 ○ ○ ○ ○
〇〇〇〇 印